

長野県石油商業組合に対して業務改善命令を発出します

長野県石油商業組合に対し、中小企業団体の組織に関する法律第67条により、団体の運営に関する業務改善命令を発出します。

相手方

所在地 長野市中御所1丁目24-4

名称 長野県石油商業組合

発出日

令和8年2月10日（火）

業務改善命令書の手交

日 時 令和8年2月10日（火）午前9時30分

場 所 長野県庁3階 第三応接室

交付者 長野県知事 阿部 守一

産業労働部長 米沢 一馬

相手方 長野県石油商業組合 代表理事 高見澤 秀茂

副理事長 中島 隆、近藤 和彦

その他

業務改善命令の内容・発出の理由等については、同日午前10時から長野県庁3階会見場で産業政策課から説明します。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）

産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係

（担当）小岩井

電話 026-235-7218（直通）

026-232-0111（代表）内線2906

FAX 026-235-7496

E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp